

大口町告示第95号

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月13日

大口町長 鈴木雅博

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町公用車貸出に関する要綱（平成26年大口町告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「尾張小牧530た50、尾張小牧502は197及び尾張小牧480け654」を「尾張小牧502は197、尾張小牧480け654及び尾張小牧480け98」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町公用車貸出に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸出公用車)</p> <p>第2条 貸出しを行う公用車（以下「貸出公用車」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 青色回転灯装備車（登録番号 <u>尾張小牧502は197</u>、尾張小牧480け654及び尾張小牧480け98）</p>	<p>(貸出公用車)</p> <p>第2条 貸出しを行う公用車（以下「貸出公用車」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 青色回転灯装備車（登録番号 <u>尾張小牧530た50</u>、尾張小牧502は197及び尾張小牧480け654）</p>